

(書 式 1 - 1 - 4 - 1)

株 式 譲 渡 制 限 の 定 款 変 更 に 反 対 す る 株 主 か
ら の 通 知 書

通 知 書

前 略

私 は 、 貴 社 の 株 式 ○ ○ 株 を 有 す る 株 主 で
す 。

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 開 催 予 定 の 貴 社
臨 時 株 主 総 会 に つ い て 、 貴 社 よ り 、 臨 時 株 主
総 会 招 集 通 知 書 を 受 領 し ま し た が 、 同 株 主 総
会 に お け る 第 ○ ○ 号 議 案 「 定 款 の 一 部 変 更 の
件 」 に つ い て 、 貴 社 が 発 行 す る 全 部 の 株 式 に
つ き 、 譲 渡 に よ る 取 得 に 貴 社 の 承 認 を 要 す る
と い う 内 容 の 定 款 変 更 に 、 私 は 反 対 の 意 向 で
あ り ま す 。

よ っ て 上 記 株 主 総 会 に 先 立 ち 、 本 書 面 を
も っ て 、 上 記 第 ○ ○ 号 議 案 に つ い て の 反 対 の
意 思 を 通 知 致 し ま す 。

草 々

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号

〇 〇 〇 〇

〇 〇 市 〇 〇 町 〇 丁 目 〇 〇 番 〇 〇 号

〇 〇 〇 〇 株 式 会 社

代 表 取 締 役 〇 〇 〇 〇 殿



解説

(株式譲渡制限を定める定款変更決議)

株式は自由に譲渡できるのが原則であるが、定款をもって、譲渡による株式の取得に会社の承認を要する旨定めることができる（会社法第107条第1項第1号、会社法第108条第1項第4号）。

株式譲渡制限は、会社が発行する全部の株式に設定できるし、あるいは特定の種類株式だけでも設定できる。

会社が発行する全部の株式について株式譲渡制限を設定する定款変更には、株主総会において、議決権を行使することができる株主の過半数かつ当該株主の議決権の3分の2以上という特別多数での議決が必要である（会社法第309条第3項第1号）。

会社が発行する特定の種類株式について株式譲渡制限を設定する定款変更には、当該種類株主総会において、上記と同様の特別多数での議決が必要である（会社法第324条第3項第1号）。

(反対株主の株式買取請求権)

株式譲渡制限の定款変更は、株式譲渡の自由性を損なうものであり、定款変更反対する株主を保護する必要がある。

そこで反対株主には、会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買取を求める権利が認められている（会社法第116条第1項第1号、第2号）。

反対株主は、この株式買取請求権を行使する前提として、株主総会に先立ち、株式譲渡制限の定款変更反対意思を通知し、かつ、株主総会においても反対しなければならない（会社法第116条第2項第1号イ）。